

移動等円滑化取組計画書（令和3年度）

令和3年 6月 28日

住 所 京都市右京区太秦下刑部町12番地
事業者名 京都市交通局
代表者名 京都市公営企業管理者
(役職名及び氏名) 交通局長 山本 耕治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

京都市営地下鉄では、これまでからバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）や、移動等円滑化基準（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令）などに基づき、積極的に旅客施設及び車両のバリアフリー化に取り組んでまいりました。

これにより、令和2年度末現在で、全ての旅客施設及び車両が移動等円滑化基準を満たしております。

ハード・ソフト両面での更なるバリアフリー化の推進に向け、バリアフリー法において努力義務とされている事項について、令和元年度から10年間の経営の基本的な方針等を取りまとめた「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」に基づき、以下の方針の下、取組を進めてまいります。

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

① 駅のホームドア及び可動式ホーム柵

【現状】

駅のホームにおける転落防止策として、東西線では開業時から全17駅にホームドアを設置しており、烏丸線では全15駅中3駅に可動式ホーム柵を設置している。（令和2年度末時点）

【今後の対応方針】

令和4年度中に北大路駅に可動式ホーム柵を設置する。北大路駅を除く烏丸線全駅への可動式ホーム柵設置については、設置方針そのものに変更はないが、新型コロナウイルス感染症の影響による非常に厳しい地下鉄の財政状況等を踏まえ、当初計画していた令和10年度中の設置を延期することとし、今後は、令和3年度中に策定する中長期計画の方針に基づき、取組を進めていく。

② 駅ホームの内方線付点状ブロックの JIS 規格対応

【現状】

烏丸線の可動式ホーム柵未設置の 12 駅においては、全てのホームに転落防止策として内方線付き点状ブロックを敷設しているものの、JIS 規格に合致していない。(点状突起の数 現状：36 又は 33 JIS 規格：25)

【今後の対応方針】

可動式ホーム柵を設置する際には、内方線付点状ブロックを JIS 規格に対応した視覚障害者用誘導ブロックに更新する。

③ 駅の視覚障害者用誘導ブロックの JIS 規格対応

【現状】

ブロックの形状等について視覚障害者団体とも協議の上、全駅に視覚障害者用誘導ブロックを敷設しているものの、全てのブロックが JIS 規格（平成 13 年規格化）に対応している駅は全 31 駅中 4 駅である。

(点状突起の数 現状：36 又は 33 JIS 規格：25)

(線状突起の形状 現状：小判型 JIS 規格：棒状型)

【今後の対応】

駅の大規模改修の機会を捉え、順次 JIS 規格に対応した視覚障害者用誘導ブロックに更新する。

④ 駅の旅客用トイレ

【現状】

駅の旅客用トイレでは、車椅子使用者用便房を全 31 駅に、オストメイト対応設備を全 31 駅中 24 駅に設置している。（令和 2 年度末時点）

【今後の対応方針】

残る 7 駅については、老朽化に伴うトイレの改修にあわせて順次オストメイト対応設備を設置する。

⑤ 駅のエスカレーター

【現状】

全 31 駅に計 110 基のエスカレーターを設置しており、そのうち 11 駅 36 基のエスカレーターに、行先及び昇降方向を知らせる音声案内設備を搭載している。（令和 2 年度末時点）

【今後の対応方針】

令和 4 年度から令和 5 年度にかけて 4 駅 6 基のエスカレーターに、それぞれ音声案内設備を搭載する。残る駅については老朽化に伴う更新にあわせて順次エスカレーターに音声案内設備を搭載する。

⑥ 車内案内表示装置

【現状】

車内には、次の停車駅等を文字情報により提供する車内案内表示装置を、東西線全 17 編成及び烏丸線全 20 編成中 11 編成に設置している。

(令和 2 年度末時点)

【今後の対応方針】

車両更新に着手している烏丸線の9編成については、令和7年度までの車両更新にあわせて順次導入する。(令和3年度は1編成を導入)

⑦ 駅ホームと車両の段差解消

【現状】

駅のホームと車両の乗降口の段差については、烏丸線で最大8cm～10cm程度、東西線で最大5cm(クツズリ先端部では最大約2.6cm)程度である。

【今後の対応方針】

烏丸線においては、令和7年度までに老朽化した9編成の車両を更新する際、できるだけ駅ホームと車両の段差をなくした車両を順次導入する。(令和3年度は1編成を導入)

⑧ 車両における車いすスペースの確保

【現状】

地下鉄車両全37編成のうち、車いすスペースを1編成につき2箇所以上設置している車両は20編成(烏丸線20編成中3編成、東西線全17編成)であり、車いすスペースの広さは以下のとおりとなっている。

(車椅子スペースの広さ)

烏丸線車両 1,080mm×905mm 又は 1,060mm×865mm

東西線車両 1,160mm×735mm

【今後の対応方針】

烏丸線においては、令和7年度までに老朽化した9編成の車両を更新する際、1編成につき2箇所以上の車いすスペースの設置及び1箇所につき1,300mm以上×750mm以上の広さを確保した車両を順次導入する。(令和3年度は1編成を導入)

⑨ 駅のエレベーター

【現状】

駅のエレベーターは、全ての駅においてバリアフリー基準に適合している。

また、全31駅中7駅のエレベーターに文字案内表示装置や聴覚に障害のある方に対応可能な非常ボタンを導入している。(令和2年度末現在)

【今後の対応方針】

令和4年度までに、更に3駅のエレベーターについて、文字案内表示装置や聴覚に障害のある方に対応可能な非常ボタンを導入する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

① 旅客支援

【現状】

- 駅係員が、目の不自由な方や車いす利用者に対して積極的に支援のお声かけをするとともに、それ以外の方々にもご希望に応じた移動の補助等を行っている。

- ・聴覚に障害のある方への支援として、全駅に筆談具及びタブレット端末を配備するとともに、全ての無人改札口に筆談対応可能な多機能インターホンを設置している。
- ・公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」として認定された駅係員を、順次各駅に配置している。(令和2年度末までの累計 132名)

【今後の対応方針】

- ・令和3年度中に、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を新たに30人養成し、全31駅中主要14駅に配置する。

② 情報提供

【現状】

- ・駅及び車両では、案内板、標識、音声案内及び筆談器具を用いたコミュニケーション等の多様な手段によって、駅及び車両のバリアフリー情報、運行情報並びに緊急時の情報等を提供している。
- ・駅及び車両における情報提供以外にも、ウェブサイト（スマートフォン用ウェブサイトを含む）、パンフレット、電話による問い合わせ対応等により、高齢の方や障害のある方にも御利用いただきやすい情報提供に努めている。
- ・視覚情報について、案内サイン等においては、可能な限り大きな文字又は適切な色の組み合わせや書体の使用に配慮するとともにJIS規格等のピクトグラム（図記号）を付設している。
- ・聴覚情報について、烏丸線では、ホームにおける列車接近時の警告音を上下線で異なる音色にするなど、分かりやすい情報提供に努めている。

【今後の対応方針】

- ・現在、東西線全駅のホーム階及びコンコース階並びに烏丸線全駅のホーム階に設置している、車両の行先や接近状況を文字情報で提供する行先案内表示装置について、令和5年度までに、烏丸線全駅のコンコース階に増設する。
- ・車両更新に着手している烏丸線の9編成については、令和7年度までの車両更新にあわせて、順次フルカラー液晶の車内案内表示装置を搭載した車両を導入する。

③ 教育訓練

【現状】

- ・新規採用駅職員研修時に障害のある方を講師として研修を実施するとともに、毎年、全ての駅職員及び乗務員が受講する定期教育訓練において、高齢の方又は障害のある方等の多様なニーズ及び特性を理解し、適切に対応できるよう、人権に関する知識を深める研修を実施している。

- ・ 高齢の方や障害のある方がより安心して御利用いただけるよう、平成30年度から、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を養成している。(令和2年度までの累計 132名)
- ・ 障害のある方の特性などを踏まえた「お客様接遇マニュアル」を作成し、全ての乗務員及び駅係員に周知している。

【今後の対応方針】

- ・ 新規採用駅職員等への研修等を継続して実施するとともに、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を養成する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
鳥丸線の可動式ホーム柵未設置の駅	北大路駅への可動式ホーム柵の設置に向けた工事に着手する。 (令和3年度)
駅のホームと車両の乗降口に段差を有する駅及び車両	駅のホームと車両の乗降口の段差をできるだけなくした新型車両(1編成)を導入する。(令和3年度)
車両の車いすスペースの確保	車いすスペースを1編成につき2箇所以上設けるとともに、各スペースの広さを1,300mm以上×750mm以上確保した新型車両(1編成)を導入する。(令和3年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の養成	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を新たに30人養成する。(令和3年度)
新規採用駅係員への研修	新規採用駅係員の研修時において、障害のある方を講師とした研修を実施する。(令和3年度)

接遇研修の実施	全ての駅係員及び乗務員が受講する定期教育訓練において、高齢の方又は障害のある方等への対応や人権に関する知識を深める教育訓練を実施する。(令和3年度)
照明設備の維持管理	移動等円滑化された経路を構成する通路、階段、トイレ、プラットホームなどの照明設備について、年1回の点検を行い、必要に応じて照明の交換を行うなど、適切な照度を確保する。(令和3年度)
階段昇降機の維持管理	2箇月に1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和3年度)
エレベーター、エスカレーターの音声案内装置の維持管理	1箇月に1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和3年度)
トイレ、出入口、改札口等の音声案内装置の維持管理	年1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和3年度)
渡り板の維持管理	劣化具合を隨時確認し、必要に応じて新しいものを購入する。(令和3年度)
列車接近警告装置、駅施設の放送設備の維持管理	年2回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和3年度)
行先案内表示設備の維持管理	年1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和3年度)
車内案内表示装置、車内放送装置の維持管理	3箇月に1回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。(令和3年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
移動の支援、声掛け及び誘導案内	駅係員が、目の不自由な方や車いす利用者などに対して積極的に支援のお声かけをするとともに、それ以外の方々にもご希望に応じた移動の補助等を行う。(令和3年度)
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を新たに30人配置する。(令和3年度)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内案内表示装置を搭載した新型車両の導入	フルカラー液晶の車内案内表示装置を搭載した新型車両（1編成）を導入する。(令和3年度)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の養成	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を新たに30人養成する。(令和3年度)
新規採用駅係員への研修	新規採用駅係員の研修時において、障害のある方を講師とした研修を実施する。(令和3年度)
接遇研修の実施	全ての駅係員及び乗務員が受講する定期教育訓練において、高齢の方又は障害のある方等への対応や人権に関する知識を深める教育訓練を実施する。(令和3年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
啓発ポスター等の掲出	国土交通省が実施する障害者用トイレ、エレベーター等のゆずりあいに関する啓発キャンペーンに参加し、マナー啓発のためのポスター掲出を行う。また、優先座席のゆずりあいに関するポスター掲出や、障害者用トイレの扉への「一般トイレを利用できる方は、一般トイレをご利用ください」という啓発文の掲出など、利用者への呼びかけを行う。(令和3年度)
車内放送による啓発	優先座席のゆずりあいに関する啓発放送を行い、利用者への呼びかけを行う。(令和3年度)
優先座席エリアへの床面シート貼り付け等	優先座席エリアの床面への「必要とされている方に座席をおゆずりください」等のメッセージを表記したシート貼り付けなど、利用者への呼びかけを行う。(令和3年度) ※床面シートの貼り付けは平成29年度に実施

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講すべき措置

- ・ 視覚障害者団体や他の鉄道事業者と共同で、視覚に障害のある方に対する声掛け等をお願いする共同啓発活動を実施する。(令和3年度)
- ・ ウェブサイトや電話等などで寄せられる要望を担当部署内で共有するとともに、取組の改善に活用する。(令和3年度)
- ・ 障害者団体との意見交換を実施し、対応等について協議する。(令和3年度)
- ・ ハード面の主管課を本局内の高速鉄道部技術監理課、ソフト面の主管課を高速鉄道部運輸課としてバリアフリーの取組を推進する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置	令和3年2月に「交通サポートマネージャー研修」受講予定であった27人について、令和3年度に受講する。	新型コロナウイルスの影響により、集合研修の実施を見合わせたため

V 計画書の公表方法

ホームページにて公表する。

VI その他計画に関する事項

中期的な対応方針に記載した事項については、令和元年度から10年間の経営の基本方針を定めた「経営ビジョン」に位置づけられている。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関する計画（事業者全体に関するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。